

韓国における違法伐採対策に関連する法令の概要

1. 概要

韓国は、「木材の持続可能な利用に関する法律」を 2017 年 3 月 21 日に改正し、同法により、韓国国内における違法伐採による木材・木材製品の輸入と利用に関する規制を導入。改正法及び関係する大統領令（施行令）、施行規則、山林庁告示の施行は、2018 年 10 月 1 日（予定）。

2. 改正内容

（1）改正法の概要（仮訳ベース）

- ① 輸入業者が販売または営業上の使用を目的とし、大統領令（Presidential/Enforcement Decree）で定めた木材または木材製品を輸入する場合、農林畜産食品部令で定めたとおり、韓国山林庁長に輸入申告（Import Declaration）をしなければならない。（第 19 条第 2 項）
- ② 韓国山林庁長は、第 19 条第 2 項により輸入申告された木材または木材製品に対し、通関手続き完了前に大統領令で定めた検査機関により関係書類を検査しなければならない。この場合、検査結果の確認前または違反事項に対する補完前に販売・流通を禁止する条件付きで申告を受理することができる。（第 19 条第 3 項第 1 号）
- ③ 第 19 条第 3 項第 1 号により、書類検査を実施する場合、検査機関は、当該書類が以下のいずれかに該当するか確認しなければならない。（第 19 条第 3 項第 2 号）
 1. 原産国の法令に基づいて発行された伐採許可書
 2. 合法伐採された木材または木材製品であることを認証するために国際的に通用できるもので韓国山林庁長が定め告示する書類
 3. 韓国と原産国との二国間協議に従い、相互が認定するもので韓国山林庁長が定め告示する書類
 4. その他、合法的に伐採されたことを証明するもので韓国山林庁長が定め告示する書類
- ④ 上記検査の結果、伐採の合法性が確認できなかった木材または木材製品については、販売の差し止め、返還または破棄を命ずることができる。（第 19 条第 3 項第 3 号）

(2) 改正大統領令 (Presidential/Enforcement Decree) の概要 (仮訳ベース)

① 対象となる木材・木材製品

改正大統領令において品名を列記。さらに、山林庁告示において、対応する HS コードを付記して以下のとおり規定。

1. 丸太 (HS4403)
2. 製材 (HS4407)
3. 防腐木材 (HS4407)
4. 難燃木材 (HS4407)
5. 集成材 (HS4407)
6. 合板 (HS4412)
7. 木質ペレット (HS4401-31)

なお、韓国山林庁は、同庁のホームページにおいて国内事業者向けに対象物品の HS コード 8 桁のリストを公表している。

(<http://www.forest.go.kr/images/data/down/2018년수입신고대상품목HS코드6자리.pdf>)

② 検査機関

- ・韓国林業振興院
- ・その他韓国山林庁長が指定し告示する公的機関または研究機関

(3) 改正施行規則 (the Enforcement Rule) の概要 (仮訳ベース)

① 輸入申告 (Import Declaration) (施行規則第 14 条第 2 項第 1 号)

木材・木材製品の輸入者は、「別紙様式 18-2」の輸入申告書と以下の「補足資料」を韓国山林庁長に提出しなければならない。

▶ 法第 19 条第 3 項第 2 号に規定する関連書類

1. 原産国の法令に基づいて発行された伐採許可書
2. 合法伐採された木材または木材製品であることを認証するために国際的に通用できるもので韓国山林庁長が定め告示する書類
3. 韓国と原産国との二国間協議に従い、相互が認定するもので韓国山林庁長が定め告示する書類
4. その他、合法的に伐採されたことを証明するもので韓国山林庁長が定め告示する書類

▶ 商業上の送り状 (A commercial invoice)

② 韓国山林庁長は、上記の輸入申告を受け取った場合、「別紙様式 18-3」の輸入申告確認証を発給しなければならない。(施行規則第 14 条第 2 項第 2 号)

[別紙様式 18-2]

■ Enforcement Rule of the Act on the Sustainable Use of Timbers [Attached Form No. 18-2]

Import Declaration

Declaration No.	Date of Declaration	Processing Period	3 days
Timber Importer/ Distributor	Business Registration No.		Representative
	Company Name		
	Address		
		Tel:	(FAX:)
Import Declaration Agent (only if applicable)	Business Registration No.		Representative
	Company Name		
	Address		
		Tel:	(FAX:)
Product Information Declared	Name	Wood Species (only applicable to timber)	Model/Specification
	Total Weight	Net Weight	Total Package No.
	Quantity	Unit Price	Value
	Contents	Item No. (HSK No.)	
	Country of Origin		Country of Export
	Name of Manufacturer		Address
	Name of Exporter		Address
	Vessel Name	Port of Arrival in Korea	Arrival Date yy/mm/dd
	Warehouse (Tel:)	Cargo Control No.	B/L No.

In accordance with Article 19-2 of the Act on the Sustainable Use of Timbers and Article 14-2 (1) of the Enforcement Rule of the same Act, I hereby declare as above.

Date (y/m/d)

Declarant (Signature or Stamp)

To the Minister of the Korea Forest Service

Attached Documents	1. Relevant documents satisfying any of the subparagraphs of Article 19-3 (2) of the Act on the Sustainable Use of Timbers 2. Commercial Invoice
--------------------	---

210mm×297mm [wood-free paper 80g/m² or medium-quality paper 80g/m²]

■ Enforcement Rule of the Act on the Sustainable Use of Timbers [Attached Form No. 18-3]

Certificate of Import Declaration					
Declaration No.				Date of Declaration	yy/mm/dd
Issue No.				Issue Date	yy/mm/dd
Declarant/Importer	Business Registration No.			Representative	
	Company Name			Address	
Product Name				Wood Species (only applicable to timber)	
Total Quantity				Total Weight	
Cargo Control No.				B/L No.	
Country of Origin				Country of Export	
Name of Manufacturer				Name of Exporter	
Item No. (HSK No.)					
Conditions for issuance of Certificate of Import Declaration					
Item Description					
Serial No.	Name	Contents	Cargo Control No.	Quantity	Weight
<p>In accordance with Article 19-2 of the Act on the Sustainable Use of Timbers and Article 14-2 (2) of the Enforcement Rule of the same Act, I hereby confirm that the declaration has been made as above.</p> <p style="text-align: right;">Date (y/m/d)</p>					
Minister of the Korea Forest Service				<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 15px;">official seal</div>	

210mm×297mm [wood-free paper 80g/m² or medium-quality paper 80g/m²]

(4) 山林庁告示の概要（仮訳ベース）

- ① 法第 19 条第 2 項に基づいて輸入申告される木材・木材製品について、法第 19 条第 3 項第 2 号の規定により韓国山林庁長が指定した検査機関で書類検査時に必要な詳細事項を規定することを目的とする。

- ② 法第 19 条第 3 項第 2 号の規定により、検査機関が検査を行う関連書類（木材・木材製品が合法的に伐採されたことを証明する書類に該当するもの）は以下のとおり。
 - 1) 原産国の法令に基づいて発行された伐採許可書
 - 2) 合法伐採された木材または木材製品を認証するため、国際的に通用されるもの
 - ア. FSC によって発行された FM 認証、林産物の製品認証 (CoC、Controlled Wood Certification を含む) の書類
 - イ. PEFC によって発行された FM 認証書類または CoC 認証書類
 - ウ. 国別に PEFC と相互認証されたものであって、[別表]に記載された認証制度に基づいて発行された認証書類
(※ SGEC が別表において規定されている。)
 - エ. 持続可能なバイオマスの利用のための国際認証システム (ISO17065 による第三者認証を含む) に基づいて発行されたものであって、木材が合法的に伐採されたことが証明できる書類
 - 3) 韓国と原産国との二国間協議に従い、相互が認定するもの
 - ア. 輸出国の政府または政府から委任を受けた機関が運営する森林認証制度に基づいて発行された認証書類
 - 4) その他、合法的に伐採されたことを証明するもの
 - ア. 欧州連合 (European Union) との森林法、施行、ガバナンス及び貿易に係る自主的二国間協定 (Forest Law Enforcement、Governance and Trade-Voluntary Partnership Agreement、FLEGT-VPA) に基づいて輸出国が構築した管理システムに基づいて発行する認証書類
 - イ. 輸出国の法令に基づいて当該木材または木材製品が合法伐採されたことを確認できる輸出許可書
 - ウ. 輸出国の政府または同政府から委任された機関から当該木材または木材製品が合法伐採されたことを確認する印が捺印 (署名) された輸送許可または梱包明細書等の確認書類
 - エ. 違法伐採木材の貿易制限のための法令および制度を運営している輸出国の場合、別紙第 1 号様式に基づいて輸出業者が作成し署名した書類
 - オ. その他、韓国と輸出国間の両者協議により木材の持続可能性と合法性を証明できる書類。

- ③ 輸入業者は、上記のいずれかに該当する書類を提出しなければならず、これは次の条件を遵守したものでなければならない。
- 1) 大統領令第18条第4項第1号に規定する検査機関に原本(写本を含む)を提出しなければならない。
 - 2) 韓国語または英語を除く輸出国の言語で表記されている場合には、韓国語または英語の訳文を添付しなければならない。
- ④ 法第19条第2項により輸入申告する木材・木材製品において、2018年10月1日以前に船積みされたことが証明できる場合、告示第3条にともなう書類を提出しなくてもよい。

[別紙第 1 号様式]

木材の合法性確認書

受給者：

品名 Product Name	単位 Unit	数量 Quantity	樹種 Species	原産地 Origin
ex) 合板	m ³	50	ラジアータ松 (%)	ニュージーランド
			ユーカリ (%)	インドネシア
			ポプラ (%)	中国

※原材料の原産地が複数の国である場合には、原産国すべてを記載し、樹種が複数ある場合も、すべての樹種を記載する。

※ Write all countries of origin when species come from several countries. Also, write all species when an item is made from several species.

上記内容は、20 年 月 日～20 年 月 日までの受給事実であることを確認します。

上記物品は、合法的に伐採された木材を使用して生産した製品で、韓国政府が、当該木材の合法性について現地調査が必要として要求した場合、協力することに同意します。

The above statement verifies the contract between *Month, Date, Year* and *Month, Date, Year*.

The items mentioned above are the products made by legally felled timber. And we agree to cooperate with the government of the Republic of Korea when it requests a local investigation for the legality of timber if needed.

日付 Date : 20 年 月 日

住所 address :

会社名 Company name :

代表者名 Name (Representative) :

連絡先 (Contact Number) :